

平成 29 年 7 月 14 日

各位

ベンチャーファンド発行者名	ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人
	(コード: 8721)
代表者の役職・氏名	一時執行役員 西川 卓男
資産運用会社名	SBIアセットマネジメント株式会社
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 梅本 賢一
連絡先担当者名	商品企画部 富重、中村
連絡先 TEL	03-6229-0180

(訂正)「投資主総会招集通知発送のお知らせ」の一部訂正について

本投資法人が平成 29 年 7 月 4 日に公表した「投資主総会招集通知発送のお知らせ」に添付の「投資主総会招集ご通知」に一部訂正すべき点がございましたので、ここでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正のご連絡をさせていただきます。なお、訂正箇所は下線を付して表示しております。

記

「投資主総会招集ご通知」 9 ページ～ 12 ページ 投資主総会参考書類

第 2 号議案 規約一部変更の件

(2) 変更の内容 (変更案)

(解散後の一般事務受託者および清算事務受託者)

第 44 条

1. 一般事務受託者

【修正前】

(4) 報酬の計算方法ならびに支払の時期および方法…

i (3) i から x i 及び x iii に係る清算事務委託報酬として、清算に関する費用を含め、金 895 万円を本投資法人の解散後に官報に公告する債権者が債権を申し出るべき期間の経過後、5 営業日以内に一般事務受託者の指定する口座へ振り込む(振込手数料は清算投資法人の負担とします。)ものとします。

ii (略)

iii i および ii の報酬にかかる消費税等は、清算投資法人が報酬にあわせて支払うものとします。

【修正後】

(4) 報酬の計算方法ならびに支払の時期および方法…

i (3) i から x i 及び x iii に係る清算事務委託報酬として、清算に関する費用を含め、金 828 万 7 千円を本投資法人の解散後に官報に公告する債権者が債権を申し出るべき期間の経過後、5 営業日以内に一般事務受託者の指定する口座へ振り込む(振込手数料は清算投資法人の負担とします。)ものとします。

ii (略)

iii i の報酬にかかる消費税等は、清算投資法人が報酬にあわせて支払うものとします。

iv ii の報酬に係る料率は、消費税等を含む金額とします。

以 上